

# 新しく正確な地図の作成事業について

現在、法務局に備え付けられている地図の多くは、明治期に作成されたものであり、土地の筆界や形状が現地と一致していないものが存在する等、取引や公共事業等において支障が生じる場合があります。

そこで、法務局では、実施地区内の全ての土地の調査を行い、現地復元性のある、より精度の高い地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成します。

つきましては、地権者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

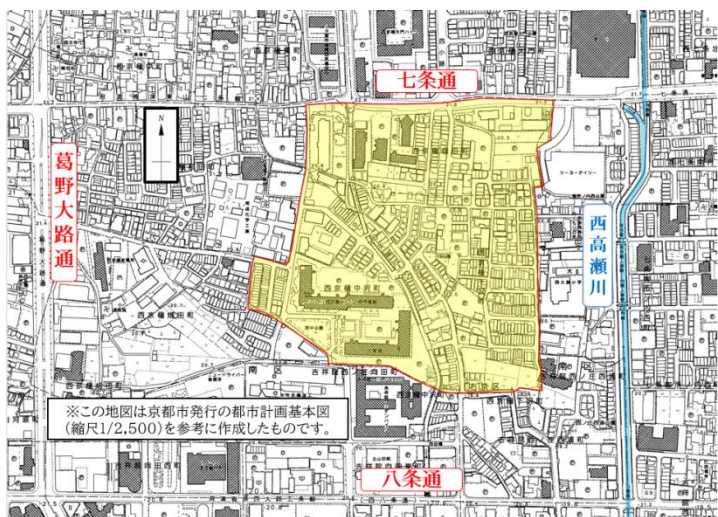
**実施地区** (右図参照)

京都市右京区西京極の一部

**実施機関**

◎計画機関  
京都地方法務局

◎作業機関  
公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会



**地図作成の効果**

土地の位置・筆界は、座標で管理され、高精度で特定されます。

境界トラブルを未然に防止  
することができます。

土地の売買等の場合に改めて  
測量する必要がなくなります。

災害等で土地の筆界が不明  
になっても地図に基づいて  
復元することができます。

**作業スケジュール**

令和7年8月頃～	基準点設置・測量	実施地区内の道路上に、新たに基準点を設置します。
令和8年1月頃	立会依頼書の送付	各地権者様に、現地調査についての依頼文書を郵送します。
令和8年2月頃～	各土地の現地調査	筆界の確認のため、地権者の皆様のお立会いをお願いします。
令和8年4月頃～	各土地の測量	事前に立入りのご了承をいただければ、お立会いは不要です。
令和8年11月頃	縦覧・異議申出	作成した地図を閲覧することができる縦覧会を開催します。
令和9年3月頃～	登記	新たに地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

【お問合せ】〒615-0826 京都市右京区西京極芝ノ下町37-5

京都地方法務局 不動産登記部門 地図作成現地事務所

【電話】075-325-4055 (9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く))